

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規則
母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則
- 福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県公安委員会
- 福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則
- 福島県選挙管理委員会
- 福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規則

規 則

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則、福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則及び福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十月八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第二十八号

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則の一部を改正する規則

規則

母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付けに関する規則（昭和四十二年福島県規則第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則に次の三項を加える。

7 母子臨時児童扶養等資金又は父子臨時児童扶養資金の貸付を受けようとする者は、連帯保証人の連署した母子（父子）福祉資金貸付申請書（第一号様式）に児童扶養手

当証書を添えて知事に提出しなければならない。

8 第四条から第十二条までの規定は、母子臨時児童扶養等資金の貸付又は償還について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第七項」と、第六条中「第八条第三項ただし書及び政令第三十一条の六第三項ただし書」とあるのは「附則第七項第九項において読み替えて準用する政令第八項第三項」と、第七条中「第八条第五項及び第三十一条の六第五項」とあるのは「附則第七項第六項」と、第九条中「第十九条第一項（政令第三十一条の七において準用する場合を含む。）」とあるのは「附則第七項」と、第十二条中「法第十五条第一項本文（法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「福島県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の免除に関する条例（令和元年福島県条例第三十三号）第一条」と読み替えるものとする。

9 第四条から第十二条までの規定は、父子臨時児童扶養資金の貸付又は償還について準用する。この場合において、第四条第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「附則第七項」と、第六条中「第八条第三項ただし書及び政令第三十一条の六第三項ただし書」とあるのは「附則第八項第三項において準用する政令第三十一条の六第三項」と、第七条中「第八条第五項及び第三十一条の六第五項」とあるのは「附則第八項第二項において準用する政令附則第七項第六項」と、第九条中「第十九条第一項（政令第三十一条の七において準用する場合を含む。）」とあるのは「附則第八項第二項において準用する政令附則第七項第七項」と、第十二条中「法第十五条第一項本文（法第三十一条の六第五項において準用する場合を含む。）」とあるのは「福島県臨時児童扶養等資金貸付金の償還の免除に関する条例（令和元年福島県条例第三十三号）第一条」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（児童家庭課）

福島県規則第二十九号

福島県漁港の管理に関する規則の一部を改正する規則

福島県漁港の管理に関する規則（昭和四十二年福島県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「三年」を「十年」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（港湾課）

福島県規則第三十号

福島県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福島県都市公園条例施行規則（昭和五十四年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

福島県公安委員会

第二条第二項中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。
九 東ヶ丘公園の管理棟内会議室及び作業室の全部又は一部を独占して使用する場合
使用時間、参集予定人員、冷暖房の使用の有無並びに現場責任者の住所及び氏名
附 則
この規則は、令和元年十一月一日から施行する。

(まちづくり推進課)

福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年10月8日

福島県公安委員会委員長 森 岡 幸 江

福島県公安委員会規則第5号**福島県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則**

福島県警察の組織に関する規則（昭和32年福島県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第2郡山北警察署の部熱海駐在所の項中「郡山市のうち熱海町」の次に「及び上伊豆島一丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(警 務 課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十三号

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年十月八日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程の一部を改正する規程

福島県公職選挙等執行規程の一部を改正する規程（令和元年福島県選挙管理委員会告示第十四号）の一部を次のように改正する。

附則第一項中「福島県議会議員の選挙に係るもの」を「次項」に改め、附則中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この規程（福島県議会議員の選挙に係るものに限る。）は、令和元年十月八日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年十月八日から施行する。